

「長野県いじめ防止等のための基本的な方針」の改定点【概要】

はじめに(改定の趣旨)

- 「長野県いじめ防止等のための基本的な方針（平成 26 年 3 月）」策定後 3 年間のいじめ防止等の取組の現状と課題に対応する。
- 「(国) いじめの防止等のための基本的な方針」の改定内容を参酌する。

一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

いじめを防止するためには、まずは各学校において、いじめから子どもたちを守るという強い決意をもって正面から取り組む必要がある。

教職員一人一人が身近にいる子どもたちをしっかりと見守るとともに、各学校の基本方針に沿って、校長のリーダーシップのもと、組織的な取組を推進する。

公立小・中学校においては設置者である各市町村が中核となって適切な対策を推進する。また、県は県立学校の支援および県民総ぐるみの総合的な取組を推進する。

◇ いじめの認知

- ・いじめられた児童生徒の気持ちに寄り添い、ささいなけんかやふざけ合いであっても軽視せず、いじめの可能性のある事象について広く認知の対象とすることが必要。

二 いじめの防止等のための対策

学校の取組

未然防止	早期発見の取組	いじめへの対応
<ul style="list-style-type: none"> ○特に配慮が必要な児童生徒への適切な支援のための研修を実施 ①発達障がいを含む障がいのある児童生徒 ②外国につながる児童生徒 ③性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒 ④震災等による避難児童生徒 ⑤その他、学校として特に配慮が必要な児童生徒 	<ul style="list-style-type: none"> ○校外相談窓口の周知 ・「子ども支援センター」 ・「学校生活相談センター」 ・「チャイルドライン」 ・「SNS を活用した相談」等 ○「SOS の出し方に関する教育」の推進（全小中学校で特別授業を実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ○特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、組織に報告を行わないことは、法の規定に違反し得る ○いじめた児童生徒への指導 ・いじめをやめさせる ・疎外感、孤立感を与えないような配慮の下に指導を継続 ・保護者への迅速な連絡と継続した助言 ・再びいじめに向かうことのないよう再発防止に努める ○いじめの「解消」の定義 ①少なくとも3ヶ月を目安として止んでいること ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

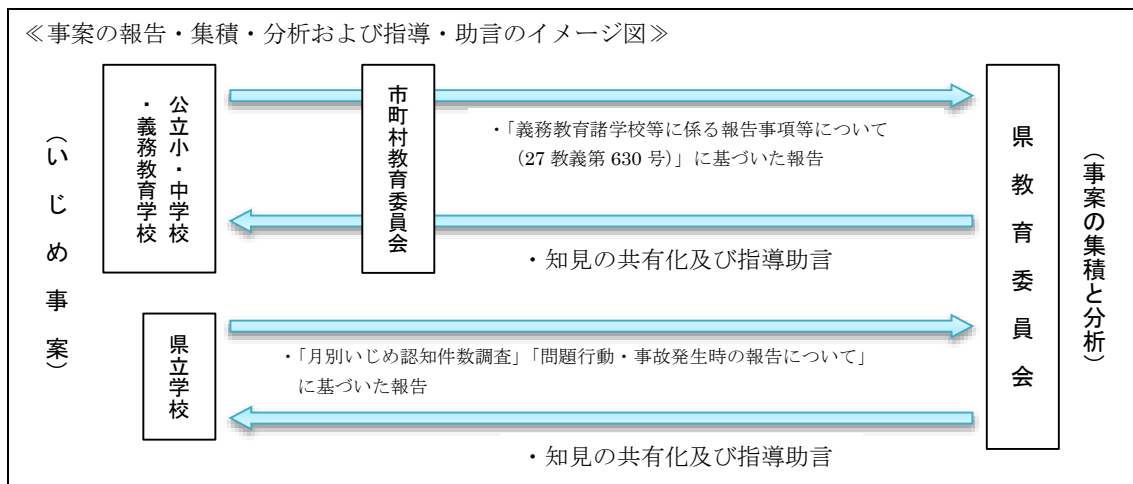
◇ 学校評価への位置付け

- ・学校いじめ防止基本方針において、いじめ防止等のための取組に係る達成目標を設定し、取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

県の取組

未然防止	早期発見の取組	いじめへの対応
<ul style="list-style-type: none"> ○教科化に至る経緯を踏まえた道徳教育 ○「多様な発達特性で構成される集団」をマネジメントする指導力の育成 ○児童生徒の主体的活動に対する支援 ・「いじめ防止子どもサミット NAGANO」 ・「高校生 ICT カンファレンス長野大会」 	<ul style="list-style-type: none"> ○きめ細かないじめの認知の取組への指導 ①学校管理職研修において、いじめの定義の共通理解及び認知に当たっての留意点等を周知徹底 ②いじめの認知が0件の学校に対する状況の聞き取り 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめの把握と適切な措置（※別図参照） ○「長野県青少年インターネット適正利用推進協議会」における取組を推進

※ いじめの把握と適切な措置



◇ その他

- ・特段の理由がある場合を除き、すべての市町村が「地方いじめ防止基本方針」を定めるよう指導・助言。

重大事態への対応

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月文部科学省）」に基づき、適切に対応することが必要。

学校又は学校の設置者の対応	調査方針及び結果の提供等	地方公共団体の長等による対応
<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、「疑い」が生じた段階で調査を開始 ○不登校重大事態の場合は、重大事態に至るよりも相当前の段階から設置者に報告・相談するとともに、迅速かつ適正に組織的対応をする ○調査組織…専門的知識及び経験を有する者の候補者については、必要に応じて「学校支援チーム」の委員から適宜紹介する 	<ul style="list-style-type: none"> ○調査実施前に、被害児童生徒・保護者に対しては以下の各事項について説明 <ol style="list-style-type: none"> ① 調査の目的・目標 ② 調査主体 ③ 調査時期・期間 ④ 調査事項・調査対象 ⑤ 調査方法 ⑥ 調査結果の提供 ○学校の設置者及び学校は、各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って、被害児童生徒・保護者に情報提供及び説明を適切に行う 	<ul style="list-style-type: none"> ○再調査の判断基準 <ol style="list-style-type: none"> ①調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合 ②事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合 ③学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合 ④調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合 ○県知事が再調査を行う場合、「長野県子ども支援委員会」が対応することも想定

三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- 県は、市町村における地方いじめ防止基本方針の策定状況を確認し、公表する。
- 「いじめ問題対策連絡協議会」において、「いじめ防止対策推進法」「長野県いじめ防止対策推進条例」の施行状況等を勘案するとともに、県内各学校や地域関係機関・団体等によるいじめ防止等の取組の実施状況を踏まえ、本基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。